

|                  |      |
|------------------|------|
| 第 94 回運用委員会      | 資料 1 |
| 平成 27 年 5 月 21 日 |      |

(案)

年金積立金管理運用独立行政法人

理事長 三谷 隆博 殿

平成 27 年 5 月 21 日付年企企発 29 号をもって承認の求めのあった年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書の変更案については、運用委員会として承認した。

平成 27 年 5 月 21 日

運用委員会委員長 米 澤 康 博

年企企発29号  
平成27年5月21日

運用委員会委員長  
米澤康博 殿

年金積立金管理運用独立行政法人  
理事長 三谷 隆博

年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書の変更案について

文書管理規程（平成23年規程第2号）別表第2の第1の3の（1）に基づき、業務方法書の変更について、別紙のとおり、運用委員会の承認を求めます。

## 年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書の変更（案）

| 変 更 案  | 現 行                                      |
|--|--|
| <p data-bbox="230 499 432 534">第6章 雑則</p> <p data-bbox="181 587 707 622"><u>(役員等の責任の一部免除又は限定)</u></p> <p data-bbox="165 632 1093 839"><u>第30条 管理運用法人は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、厚生労働大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</u></p> | <p data-bbox="1160 499 1263 534">新 規</p> |

附 則 (平27. . . 変更)

この変更は、平成27年5月 日から施行する。